

事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について

先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け2教教人第14号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）が発出されたところですが、本通知の内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

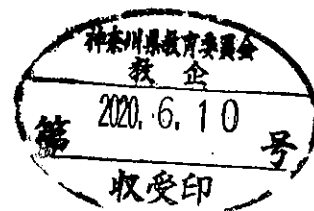
記

訂正箇所	誤	正
1. (1)	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年1月31日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年2月1日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・
別添	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3.1.31</u> として、 (図下部) <u>R3.1.31</u>	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3.2.1</u> として、 (図下部) <u>R3.2.1</u>

(訂正の理由)

本通知では、各都道府県教育委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして教員免許状の有効期間の延長等を行うに当たり、その期間を「やむを得ない事由」がなくなった日から最長の2年2月と定めた場合、通常、教員免許状の有効期間の満了日等とされている3月31日に揃うことを念頭に置いていたところです。

こうした考え方にに基づき、当初、文部科学省として「やむを得ない事由」がなくなっ



た日とすべきと考えられる日について、「令和3年1月31日」を想定していたところですが、有効期間の延長等は、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算することとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の6）、仮に「令和3年1月31日」を「やむを得ない事由」がなくなった日として、2年2月の有効期間の延長を行うと、延長後の有効期間の満了日等は「令和5年3月30日」となってしまうため、上記の意図を達する観点から、今回、「やむを得ない事由」がなくなった日とすべきと考えられる日について、「令和3年2月1日」を想定していることと訂正するものです。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線 3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp